

九州電力株式会社玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2306221 号
令和 5 年 6 月 22 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2023 年 1 月 20 日付け原発本第 168 号（2023 年 5 月 31 日付け原発本第 42 号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下のとおり体制を変更し、業務所掌を変更することから、関連する条文を変更する。

- ・原子力総括部門の廃止
- ・原子燃料部門の原子力発電本部内への移設

2. 職務分担見直しに伴う変更

原子力総括部門が分担する安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動の統括並びに当該部門における安全文化醸成活動を原子力管理部門に統合し、原子燃料部門のコンプライアンス活動の統括を原子力管理部門に移管することから、関連する条文を変更する。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (１) 組織改正に伴う変更後の体制が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））（以下「保安規定審査基準」と総称する。）を基に判断した。

また、ここで用いる項番号及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 9 2 条各項及び各号を表している。

- (１) 第 1 項第 1 号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）及び第 3 項第 1 号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）関係

第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号について、保安規定審査基準は、保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

① 組織改正に伴う変更

- a. 原子力総括部門が廃止されても、当該部門の長の職務を含めて原子力管理部門に統合し、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていること
- b. 原子燃料部門が原子力発電本部内に移設されても、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていること

- (２) 第 1 項第 2 号（品質マネジメントシステム）、第 3 項第 2 号（品質マネジメントシステム）及び第 3 項第 3 号（廃止措置に係る品質マネジメントシステム）関係

第1項第2号、第3項第2号及び第3項第3号について、保安規定審査基準は、品質マネジメントシステムが許可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその解釈を踏まえて定められていること等を要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第2号、第3項第2号及び第3項第3号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

① 組織改正に伴う変更

- a. 原子力総括部門が廃止されても、当該部門の長の職務を含めて原子力管理部門に統合した品質マネジメントシステム計画が定められていること
- b. 原子燃料部門が原子力発電本部内に組み入れられた品質マネジメントシステム計画が定められていること

(3) 第1項第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）及び第3項第4号（廃止措置を行う者の職務及び組織）関係

第1項第3号及び第3項第4号について、保安規定審査基準は、本店等及び工場又は事業所における発電用原子炉施設及び廃止措置の対象となる発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第3号及び第3項第4号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

① 組織改正に伴う変更

- a. 原子力総括部門が廃止されていること
- b. 原子力発電本部外に設置している原子燃料部門を当該本部内へ移設されていること

② 職務分担見直しに伴う変更

- a. 原子力総括部門が廃止されても、当該部門の長の職務が原子力管理部門の長の職務として定められていること
 - b. 原子燃料部門の長の職務は変わらずに定められていること
- なお、原子燃料部門の長の職務については、保安のための職務を明確にするために記載の適正化がなされていることを確認した。

なお、上記のほか、組織改正及び職務分担見直しに伴う変更が関連する保安規定条文に適切に反映されていること、また、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。